

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 41 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する

### 実務対応報告公開草案第 39 号について

平成 25 年 7 月 2 日に企業会計基準委員会から「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」（以下、本案。）という実務対応報告の公開草案が出されました。

本案はいわゆる日本版ESOPと呼ばれる従業員の自社株式所有制度を対象としています。日本版ESOPとは、従業員自らが拠出する従業員持株会制度とは異なり、企業が信託や中間法人等に資金を拠出して、その信託や中間法人等が従業員に自社株式を付与するスキームであり、従業員の勤労意欲向上や会社のガバナンス向上等による経済的効果を期待して行われるものです。

本案は、従業員への福利厚生を目的とした以下の 2 つの取引について会計処理等を定めています。

- ・従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引
- ・自社の株式を受け取ることができる権利を付与された従業員に信託を通じて自社の株を交付する取引

本案ではこれらの取引に際しては、主に以下の会計処理を行うという方向性が示されています。

- ・信託の財産及び損益を企業の財務諸表に計上する。
- ・信託に残存する自社の株式を株主資本において「自己株式」勘定として計上する。

また、適用時期は原則として平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用（本案公表後最初に終了する事業年度から早期適用可）とされています。

（2013/8/12 号より）